

議案第92号

公の施設における指定管理者の指定について

次のとおり米原市双葉総合体育館および双葉公園の指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

1 公の施設の所在地および名称

所在地 米原市顔戸 20 番地

名 称 米原市双葉総合体育館

所在地 米原市顔戸 208 番地

名 称 双葉公園

2 指定しようとする団体の所在地および名称

所在地 米原市宇賀野 229 番地 1

名 称 近江スポーツクラブ

代表者 戸田 亙

3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで

平成 29 年 12 月 1 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

平成 30 年 4 月 1 日から米原市双葉総合体育館および双葉公園の指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものである。